

3 月 27 日 (第 5 号)

令和5年豊能町議会3月定例会議会議録目次

令和5年3月27日（第5号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開議の宣告	……………	4
（常任委員会・特別委員会報告・質疑・討論・採決）	……………	4
第2号議案	豊能町個人情報保護条例全部改正の件	
第3号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件	
第4号議案	豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件	
第5号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件	
第6号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件	
第7号議案	令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件	
第8号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件	
第9号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件	
第10号議案	令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件	
第11号議案	令和5年度豊能町一般会計予算の件	
第12号議案	令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件	
第13号議案	令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件	
第14号議案	令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件	

第15号議案	令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件	
第16号議案	令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件	
(議案提案説明・質疑・討論・採決)		
第17号議案	豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて	14
第18号議案	町長の退職手当の特例に関する条例制定の件	15
第19号議案	豊能町事務分掌条例改正の件	15
第20号議案	豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件	16
第21号議案	職員の管理職手当に関する条例改正の件	17
第1号議会議案	豊能町議会の個人情報保護に関する条例制定の件	18
第2号議会議案	豊能町議会委員会条例改正の件	19
第3号議会議案	豊能町議会特別委員会設置の件	19
高木 仁氏	あいさつ	20
副町長	あいさつ	20
町長	あいさつ	22
散会	の 宣 告	22

令和5年豊能町議会3月定例会議会議録（第5号）

年 月 日 令和5年3月27日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
4 番	中川 敦司	5 番	寺脇 直子
6 番	管野英美子	7 番	永谷 幸弘
8 番	永並 啓	9 番	小寺 正人
10番	秋元美智子	11番	高尾 靖子
12番	川上 勲		

欠席議員 3番 吉田 正子

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	小森 進
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	入江 太志		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和5年3月27日（月）午後1時00分開議

- 日程第 1
- 第2号議案 豊能町個人情報保護条例全部改正の件
 - 第3号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
 - 第4号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
 - 第5号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
 - 第6号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
 - 第7号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件
 - 第8号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
 - 第9号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件
 - 第10号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
 - 第11号議案 令和5年度豊能町一般会計予算の件
 - 第12号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
 - 第13号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
 - 第14号議案 令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
 - 第15号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
 - 第16号議案 令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 日程第 2
- 第17号議案 豊能町副町長の選任につき同意を求めることに

ついて

- 日程第 3 第18号議案 町長の退職手当の特例に関する条例制定の件
- 日程第 4 第19号議案 豊能町事務分掌条例改正の件
- 日程第 5 第20号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 日程第 6 第21号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 追加日程第1 第1号議会議案 豊能町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
- 追加日程第2 第2号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件
- 追加日程第3 第3号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件

開議 午後1時00分

○議長（管野英美子君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第2号議案から第16号議案まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会及び特別委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、中川敦司委員長。

○総務建設常任委員会委員長（中川敦司君）

それでは、議長より御指名をいただきましたので、総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

総務建設常任委員会は、令和5年3月16日午前9時30分より開会し、午前11時15分に閉会いたしました。

委員会の出席者は才脇副委員長、寺脇委員、管野委員、秋元委員、川上委員、そして私、委員長の中川の合計6名でありました。委員外出席といたしまして、永並副議長が出席いたしました。

当委員会に付託されました議案は2議案であります。それでは、審査の内容を報告させていただきます。

まず、第2号議案、豊能町個人情報保護条例全部改正の件でございますが、提案理由は省略させていただきます。

質疑ですが、個人情報保護制度は、これまで地方公共団体ごとに条例があったが、法において共通化することでどのように変わるのかとの質問があり、これに対して、例えば個人情報の目的外利用をする際に、こちらの自治体では利用が可能であるが、他の自治体では利用が不可能といった部分

が解消されることも変わるものの一つでありますとの答弁でございました。

また、現行条例の苦情の申出を是正の申出に置き換えた理由は何かとの質問があり、規定する内容に変わりはありませんが、請求者から求められている苦情というのは是正ということであろうというところから、抽象的な表現から具体的な表現に改めたものでありますとの答弁でございました。

さらに、町の様々な会議を傍聴する際に住所や氏名等の記入を求められるが、記入した用紙が会議中も廊下に置きっぱなしになっている。そのような運用をどのように考えているのかとの質問があり、各種会議における傍聴者受付簿につきましては、各担当課がそれぞれ取り扱っておりますが、御指摘のとおり好ましい状態ではありませんので、適切な運用が図れるように検討していきたいと思っておりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第7号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略させていただきます。

質疑でございますが、通学路等交通安全整備事業で、交換するカーブミラー及び街路灯の支柱は何か所かとの質問がありまして、これに対し、カーブミラーは10基、街路灯の支柱は7基を予定しておりますとの答弁でありました。

また、街路灯やカーブミラーは何基あり、何年ごとに点検するのかとの質問がありまして、街路灯は627基で、うち支柱があるのが189基、またカーブミラーは580基で、5年に一度点検しておりますとの答弁でありました。

次に、野生ジカ、イノシシ等農林業被害

防止事業が減額になった理由はどの質問があり、シカ、イノシシ、アライグマの捕獲頭数が減っていること、猟銃免許の取得補助の申請者がいないこと、鳥獣被害防止の電気柵の申請が減少していることが要因との答弁でありました。

また、アライグマの被害もかなりあると思うが、対策費は盛り込まれているのかとの質問があり、業務委託料にアライグマの処分費用を盛り込んでいます。無償で柵を、おりを貸与し、捕獲したアライグマは町が対処する形でアライグマ対策を実施しますとの答弁でございました。

財政調整基金の現在の取崩し額は幾らかとの質問があり、財政調整基金の3月補正予算後の取崩し額は6億8,989万6,000円になりますとの答弁でありました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上が、総務建設常任委員会に付託されました2議案の審査の結果でございます。

これで委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（管野英美子君）

次に、福祉教育常任委員会、高尾靖子委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（高尾靖子君）

令和5年豊能町議会3月定例会議、福祉教育常任委員会の報告をさせていただきます。

常任委員会は3月16日木曜日午後1時から開会されました。3月定例会議に付託案件につきましては、3号議案から第10号議案まで8件でございます。

出席委員は6名で、池田忠史副委員長、吉田正子委員、永谷幸弘委員、永並啓委員、小寺正人委員、私、高尾靖子の6名で、全員出席でございました。委員外出席は管野英美子議長でした。

付託案件は慎重審査いたしまして、第3号議案、豊能町家庭的保育事業等設置及び運営に関する基準を定める条例改正の件でございます。

提案理由の説明は省略させていただきます。質疑に入り、乳幼児については何歳までが対象なのかという質問に対して、基本的にゼロ歳から2歳までが対象になりますとのことです。

また、安全計画策定の義務付けや研修や訓練の定期的な実施に努めることが規定されているが、その監査は誰がどのタイミングで行うのか決まっているのかとの質問には、町内に対象となる施設がありませんので、監査がいつ入るかという規定など定めていません。実際の事業者ができてくれば定期的に監査もしくはその報告を受けることになるかと思えますという答弁でございました。

質疑を終結し、討論なし。採決では、挙手全員で可決されました。

次に、第4号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件です。

提案説明の理由は省略させていただきます。質疑に入り、第13条の2の改正内容として、感染症や地震等の非常災害が発生しても事業を中断させないために業務継続計画を策定するよう努めること等を求める規定を設けるとしているが、これは誰に求めるのかという問いでは、放課後児童健全育成事業を運営する事業所に求めることになりますとの答弁でございました。

続いての質疑は、第3号議案では自動車の運行に関してブザーを備えるという文言があったが、こちらは年齢が高いということで必要ないという考え方でよいのかという問いに、一定年齢で考えてあるのかと思われませんが、国の基準でも義務付けられて

いませんとの答弁でございました。

質疑を終了し、討論なし。採決では、挙手全員で可決されました。

次に、第5号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件です。

提案理由の説明は省略させていただきます。

質疑に入り、特定という言葉を公立ではないと捉えたらよいのかという質疑に、特定教育・保育施設は国や町からの給付を受ける施設のことで、公立以外となりますとの答弁でございました。

質疑を終了し、討論なし。採決では、挙手全員で可決されました。

次に、第6号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件です。

提案理由の説明は省略させていただきます。

質疑では、出産育児一時金の支給方法という問いに、医療機関で出産された場合は、出産にかかる費用を直接町から医療機関に支払います。残額がある場合は妊産婦に残額を支払う流れとなりますという答弁でございました。

質疑を終了し、討論はなく、採決では挙手全員で可決されました。

次に、第7号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件で、審査は関係部分のみ行っています。

提案説明の省略をさせていただきます。

質疑に入り、コンビニ交付システム導入事業については契約期間の短縮ということだが、具体的にはどういうことかとの問いに、当初、令和4年から令和9年度までの予定で予算を組んでいましたが、システム標準化が令和7年度等に行われることから、保守契約期間を令和4年度から令和6年度

まで短縮するものですとの答弁でございました。

また、戸籍謄本をコンビニ交付で取り扱う考えはとの問いに、システム変更などで莫大な予算がかかりますので導入できていません。ただ、戸籍謄本については市町村窓口で顔写真付きの身分証明書で本人確認することで、本籍地の市町村から戸籍データを取得し戸籍謄本を発行できる仕組みを国が今構築中という答弁でございました。

質疑を終了し、討論はなく、採決では挙手全員で可決されました。

次に、第8号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件です。

提案理由の説明は省略させていただきます。

質疑に入り、質疑なし。討論はなく、採決では挙手全員で可決されました。

次に、第9号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件です。

提案説明は省略させていただきます。

質疑に入り、質疑はなく、討論なし。採決では挙手全員で可決されました。

次に、最後ですが、第10号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件です。

提案説明は省略させていただきます。

質疑はなく、討論なし。採決では挙手全員で可決されました。

以上で令和5年3月定例議会に付された福祉教育常任委員会の案件8件はいずれも可決されました。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（管野英美子君）

次に、予算特別委員会、才協明美委員長。

○予算特別委員会委員長（才協明美君）

それでは、御指名をいただきましたので、令和5年度豊能町議会3月定例会議予算特別委員会の内容について報告をさせていただきます。

3月10日の本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私、才脇が委員長に、そして秋元議員が副委員長に選任されました。委員には池田議員、吉田議員、中川議員、高尾議員が、そして正副議長にはオブザーバーとして参加をしていただき、3月13日の1日間の日程で全員出席のもと、13日午前9時30分に開会し、同日午後6時21分に閉会をいたしました。付託され審査をしました案件は、第11号議案から第16号議案まででございます。

第11号議案から順に主な質疑内容と議決結果について報告させていただきます。なお、提案説明については省略させていただきます。

まず第11号議案、令和5年度豊能町一般会計予算の件についてを議題とし、予算説明資料のページ番号順、所属順で進め、主な歳入についても併せて説明と審査を行い、最後に討論、採決といたしました。それでは、質疑応答の主なものを報告いたします。

地域活性化事業において、地域おこし協力隊に非常に違和感を覚える。なぜこのような事業をしないといけないのか。この事業をする意味があるのかが分からないとの質疑に対し、地域おこし協力隊には、豊能町での活動を終えた後、定住していただく期待を込めて活動していただいています。地域の人たちと関わっていく中で自分に何ができるのか、自分の得意なことをどう活かせるのか、将来的に豊能町でやりたいことをやってもらうことを見込んでいますとの答弁でした。

そういう思いを持った人は、あえて町外から呼んでこなくても豊能町在住の中にい

るし、課題も分かっている。本当に効果があるのか。この事業に六百何万円もかかっているが、国からどのくらいの予算を見込めるのかとの質疑に対し、地域おこし協力隊の特別交付金の上限は1単位当たり480万円を上限としていますとの答弁でした。

防災対策事業において事業費が減額となっているが、その理由はとの質問に対し、毎年行っている防災行政無線の点検方法を見直し、拡声設備の点検を半年ずつ隔年で実施することで約230万円減額しましたとの答弁でした。

点検を2年ごとに変更しても大丈夫なのかとの質疑に対し、業者からは、遠隔で稼働状況を常に確認できるので、何かあれば対応しますとの答えを得ています。また、夕方5時にふるさとメロディーを流すことで点検を随時行っていますとの答弁でした。

会計管理事業において、指定金融機関派出事務手数料が400万円増額とのことだが、昨年も400万円増額し、2年間で800万円の増額になるが、どのように考えているのかとの質疑に対し、指定金融機関で派出事務に係る経費を精査したところ、実際には1,600万円かかっているため、段階的に引き上げているところですよとの答弁でした。

このままいくと1,600万円まで上がる可能性があるということかとの質疑に対し、指定金融機関からは現在2名の派出職員を1名にしてはどうかとの提案があり、こういうことも検討しなければならないと認識していますとの答弁でした。

指定金融機関を変えることはできないのかとの質疑に対し、どこの銀行も経費がかかっているため、逆に指定金融機関を外したいという流れが非常に多くなっていますとの答弁でした。

老人クラブ支援事業において、東地区は老人クラブ連合会から全て脱退され、老人

会を解散されたところもある。予算が前年度と同じであるが減額はしないのかとの質疑に対し、補助金の要綱等照らし合わせながら合意形成を図って執行していきたいと思っていますが、予算計上は例年どおりとしていますとの答弁でした。

子育て支援センター運営事業において、おひさまルーム、すくすく、はぐはぐ、おまけにだんでらいおんもあり、三重行政になっている。統合する考えはないのかとの質疑に対し、今後事業の整理が必要と考えています。保健福祉部、まちづくり創造課、教育委員会も含めて調整していきたいと思っていますとの答弁でした。

飼犬登録事業において、最近迷い犬がすぐに飼い主の元に帰れるようにマイクロチップが導入されたが、本町の状況はどの質疑に対し、昨年の8月からマイクロチップ特例制度に参加しています。この特例制度により、令和5年3月の時点で48頭の犬を新規登録として把握していますとの答弁でした。

地域交流促進事業において、ふれあい文化センターの活動と公民館の活動の違いは何かとの質疑に対し、活動内容は生花、お花、健康体操などの講座ですが、公民館の講座とは違いはないと思います。ただ、地域の住民の方々に交流を深めてもらうという目的がありますとの答弁でした。

公民館の活動は自分で講師代を負担しているのに、この講座はなぜ個人負担しないのかとの質疑に対し、確かに講師謝礼は町が負担しています。この講座の在り方については、今後、施設の再編の動きに絡めて精査していくべき時期にきているのではないかと考えていますとの答弁でした。

コミュニティセンター管理事業において、高山コミュニティセンターを指定管理にする必要があるのか。財政難の折、お金を出

してまで使ってもらうのは違和感を覚えるので慎重に進めてほしいとの質疑に対し、指定管理で使用するかどうかは、いろいろな提案を聞きながら選考委員会で選考していきたいと思っていますとの答弁でした。高山コミュニティセンターに入るテナントに無償貸与し、一緒に管理をしてもらってはどうか。無償貸与することで管理をやってもらっている例もあるとの質疑に対し、地元自治会に管理運営の意向を確認したところ、受託の意思はないと聞いています。また、テナントに管理運営を含めた無償貸与は難しいと思っていますとの答弁でした。

各小中学校運営事業において、各小中学校の学校運営に関する経費が昨年度と比較して大幅に増となっているが、その要因は何かとの質疑に対し、光熱水料費の増加がほぼ全ての要因となっていますとの答弁でした。

学校教育充実事業においてタブレットの使用により首が前に出ている児童生徒が増えていることが非常に気になっている。計画的に姿勢のチェックをするような予算は盛り込まれているのかとの質疑に対し、約1時間ごとに1回休憩をとるようにしています。予算は健康調査の中に盛り込まれていますとの答弁でした。

留守家庭児童育成室管理事業において、留守家庭児童育成室の定員は何名かとの質疑に対し、条例上50名となっていますとの答弁でした。

条例上は1人当たり1.65平米となっているが、50名も入れるのかとの質疑に対し、光風台育成室の延床面積は87.56平米でありますので、50名が入ることはできますが、非常に人数は多いことは事実です。空き教室も利用できるよう検討していきますとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に移り、1名

の委員からマイナンバーの制度に反対のため反対とするとの反対討論がありました。採決に移り、挙手多数により原案のとおり可決となりました。

次に、第12号議案、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。国民健康保険特定健康診査等事業において、特定健康診査に係る予算が1割程度増えているが、その要因はとの質疑に対し、特定健康診査の受診控えの回数を見込んで増額していますとの答弁でした。質疑を終結し、討論に移り、1名の委員から、物価高騰やいろいろな経済的な影響が出ている中で保険料の値上げに反対のため反対とするとの反対討論がありました。

採決に移り、挙手多数により原案のとおり可決となりました。

次に、第13号議案、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

診療所管理運営事業において、医師が派遣で来られる場合と直接雇用の場合では金銭的にはどのような違いがあるのかとの質疑に対し、全体的な経費は若干、直接雇用の方が少なくなります。どちらにもメリットがあると思いますが、直接雇用はより地域になじんでいただけるものと思っておりますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案、令和5年度、豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。後期高齢者医療広域連合納付金事業において、広域連合へ納付する金額が減額されている要因はとの質疑に対し、納付金は大阪府後期高齢者広域連合からの割り振り

のため明確には分かりませんが、保険料率の改定がなく、被保険者数は増加している状況から考えられることは、大阪府全体から見た豊能町の所得水準が以前より低く算定されているのではないかと推察されますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、15号議案、令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

介護保険介護認定調査事業及び介護認定調査会共同設置事業において、どちらの事業も経費が1割程度増加しているが、介護認定の審査件数が増えているため増額していると解釈してよいかとの質疑に対し、審査件数が増加傾向にあることに加え、認定調査に係る単価の増額も影響していますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に移り、1名の委員から、介護保険給付準備基金を据え置きにするような状況を作り出すことを要望し、反対とするとの反対討論がありました。

採決に移り、挙手多数により原案のとおり可決となりました。

次に、第16号議案、令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

下水道施設管理事業及び公共下水道建設事業において、歳入に対してコストが増える傾向は今後も続いていくと考えられるのかとの質疑に対し、水道料金と考え方は同じで、下水道を使用される人数が減少すると負担割合は大きくなる。今後もこの傾向は続くと思っておりますとの答弁でした。

この傾向が続くと下水道料金の値上げということになるのかとの質疑に対し、どこかのタイミングで下水道料金の値上げも検討しなければならないと考えていますとの

答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

これで予算特別委員会に付託されました第11号議案から第16号議案までの審査の全てが可決となり委員会を閉会いたしました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（管野英美子君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

初めに、第2号議案から第10号議案までの9件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

次に、第11号議案から第16号議案までの6件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

続きまして、第2号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第2号議案、豊能町個人情報保護条例全部改正の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第2号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第3号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第3号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第3号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第4号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第4号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第5号議案、豊能町特定教育・保育施設

及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第6号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第7号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算(第10回)の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第8号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3回)の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第9号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算(第2回)の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第9号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第10号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

11番・高尾靖子です。

第11号議案、令和5年度一般会計予算の件で討論いたします。

国の2023年度予算は軍拡予算で、5年間で防衛費関係43兆円計上しています。2022年12月、いわゆる安保3文書、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画を閣議決定しました。これまで政府が違憲としてきた敵基地攻撃能力の保有を反撃能力の名で明記し、日本が攻撃されていないもとで、アメリカから要請があれば敵基地攻撃が可能だとする内容が盛り込まれました。危険な方向へ進もうとしています。本町では、上浦新町長の予算で骨格予算ということでございますが、本予算はこれからです。10月から実施されているインボイスの導入は、これまで免税事業者だった零細な事業者やフリーランスで働く人たちに、経済的にも事務的にも大きな負担となり、国とともに中止すべきです。デジタル田園都市国家構想とマイナンバーカードが問題です。デジタル技術の普及そのものには反対するものではありませんが、巨額の税金を投入

し、行政サービスの後退につながるようになります。財界への利益誘導と官民癒着の拡大を招く一方、国民には個人情報漏えいの危険や負担増、給付削減が押し付けられるおそれがあります。国民を危険にさらす予算、豊能町ではこういった問題が影響することになります。よって11号議案には反対いたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第11号議案、令和5年度豊能町一般会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

11番高尾靖子でございます。

第12号議案、令和5年度国民健康保険特別会計事業勘定予算の件で討論をいたします。

高過ぎる国保料の引下げは各地で住民の切実な願いとなっており、今回の保険料引上げは、物価高騰が続く中、家計に追い打ちをかけるものです。国保の都道府県化のもとで、厚生労働省は都道府県が国保料引上げの推進役になることを求めており、実施6年の節目を1期とした国保運営方針を定め、その方針に沿って市町村の国保行政

を指導していくというものです。これまで町が独自に激変緩和を実施し、保険料率を抑制した努力は認めるものですが、町財政で継続は大変です。2月14日に開催された豊能町国民健康保険運営協議会の参考資料では、基金繰入金を活用し、町独自の激変緩和措置を実施。被保険者の影響を少なくする。令和6年度の府統一保険料に備えて令和5年度、1人当たり保険料収納見込額を算出し、毎年一定割合を引き上げるとしています。国の補助を削減しつつ、値上げ方針の国保制度は問題です。国に対し国庫負担割合の引上げを働きかけることを要望し、提案された12号議案に反対いたします。

以上です。

○議長（管野英美子君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第12号議案、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（管野英美子君）

起立多数です。

よって、第12号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第13号議案、令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件に対

する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第14号議案、令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

11番・高尾靖子です。

第15号議案、令和5年介護保険特別会計事業勘定予算で討論いたします。

2023年、令和5年度は医療と介護のデータ連携や介護データを利用する目的で予算化しています。データの漏えいが懸念される状況が広がりつつあります。高齢化率が府下ではトップですが、介護給付準備基金は第9期に向けて取り崩し、保険料を抑制すべきと考えます。よって介護保険は以上をもって反対いたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第15号議案、令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第16号議案、令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第16号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「第17号議案 豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、第17号議案、豊能町副町長の

選任につき同意を求めることについてを御説明させていただきます。

経歴につきましては、Side Booksの全員協議会にごございますので、略歴を御覧いただきますようによろしくお願いいたします。

第17号議案、豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて。

本件につきましては、本町副町長として御尽力いただいております川村哲也氏が令和5年3月31日に辞職することに伴いまして、その後任として高木 仁氏を本町副町長に選任いたしたく存じますので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。よろしく御審議いただき御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

おはようございます。

今回の副町長の選任に当たりまして、経歴等を先ほど町長から述べられましたけれども、この高木 仁さんを選任された町長の思いと伺いますか、それについて伺います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

高木 仁さんは昭和58年3月に兵庫県立神戸商科大学、現在の兵庫県立大学を卒業され、同年4月に株式会社関西西友に入社されまして民間を経験しておられます。昭和60年4月に豊能町に奉職をされました。高木氏は入庁後は主に総務系の職場に配属されまして、財政、人事、給与、組織・機構、税、秘書などについて、実務担当者として

してまた管理職として経験を積まれました。またその間、当時の大阪府地方課にも派遣され、地方自治に関し幅広く研さんを積んでこられました。いわばその道のエキスパートでございます。今後、我が町豊能町は財政の健全化それから公共施設の再編、行財政改革など喫緊の課題に対し取り組んでまいらなければなりません。持続可能で未来につながる豊能町を目指すために、行財政に関し幅広い知識・経験を有する高木氏に御尽力いただきたいと思います。私が昔から全幅の信頼を置いている人物で、これからの4年間、平たんではない道を私とともにしっかり歩んでくれるものと確信をしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、第17号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3「第18号議案 町長の退職手当の特例に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第18号議案、町長の退職手当の特例に関する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の4ページから5ページ並びに条例の概要資料を御覧ください。

本件は、財政健全化の一環として、令和5年3月3日において町長であった者、すなわち上浦町長の退職手当を規定するものでございます。

内容といたしましては、町長の任期中の退職手当を豊能町特別職の職員などの退職手当に関する条例第2条の規定に関わらず支給しないこととするものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第18号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4「第19号議案 豊能町事務分掌条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

第19号議案、豊能町事務分掌条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の6ページから7ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、まちづくり施策を担う組織の改編を行うため、現在のまちづくり創造課を総務部内に改編し、所要の改正を行うものです。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

本条例第1条に規定しております地方自治法第158条第1項の規定による町の直近下位の内部組織を現在の4部1課から、総務部、保健福祉部、住民部、都市建設部の4部に改めるとともに、第2条に規定しております。まちづくり創造課の分掌事務を総務部の分掌事務として追加するものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第19号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5「第20号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

第20号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の8ページから9ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、財政健全化の一環といたしまして、町長、新副町長の給料月額を一定の割合で減額するとともに、現副町長と教育長の給料月額の減額期間を改めるものでございます。

改正後の附則第25項において、町長の給料の月額を、その任期中30%減額するものでございます。次に、改正後の附則第26項において、新副町長の給料の月額を、令和5年4月1日から令和9年3月2日までの間20%減額するものでございます。これにより、町長の給料月額は82万円から24万6,000円を減じた57万4,000円。副町長の給料月額は72万円から14万4,000円を減じた57万6,000円となるものです。

なお、町長の減額による効果額は、地域手当や期末手当を含め、年間では約440万円の減額となり、任期中の4年間では約1,760万円の減額となります。また、新副町長の減額による効果額は、地域手当や期末手当を含め、年間では約260万円の減額となり、任期中の4年間では約1,040万円の減額となります。

また、附則第19項及び第20項においては、現副町長と教育長の給料の月額の減額期間

を改めるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第19項、第20項及び第25項の規定は、令和5年3月3日から適用するものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議賜り御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第20号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6「第21号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

第21号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の10ページから11ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、第19号議案、豊能町事務分掌条例改正の件において組織の改編を行い、併

せて職名を変更することに伴い、管理職手当を支給する職について所要の改正を行うものです。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

別表中、「部長、まちづくり調整監」を「政策監、部長」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第21号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって第21号議案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。再開は14時20分といたします。

（午後2時05分 休憩）

（午後2時21分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの休憩の間に、永並 啓議員より、第1号議会議案、豊能町議会の個人情報保護に関する条例制定の件、第2号議会議案、豊能町議会委員会条例改正の件、

特別委員会設置の件の3件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

異議なしと認めます。

よって3件の議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1「第1号議会議案 豊能町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永並 啓議員。

○副議長(永並 啓君)

こんにちは。

それでは、第1号議会議案、豊能町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件について提案説明させていただきます。

先ほど、個人情報保護法の改正に伴う第2号議案、豊能町個人情報保護条例全部改正の件の審議が行われ、原案可決と決したところです。改正後の同法においては、国会や裁判所が保有する個人情報は対象外とされており、その整合を図るため、地方公共団体の議会についても対象外とされています。このため、本町議会における個人情報の適正な取扱いに関する事項を定める必要があることから、条例を制定するものです。

それでは、条例の内容について順次説明を申し上げます。

2ページを御覧ください。

第1章は総則として、第1条から第3条に条例の目的や定義、議会の責務について規定しております。

次に、5ページ下段からの第2章は、個人情報等の取扱いに関する規定でございます。

第4条から第16条にかけて、保有の制限と利用目的の明示、利用及び提供の制限や加工情報の取扱いに係る義務等について規定しております。

次に、11ページ下段からの第3章は、個人情報ファイルに関するもので、第17条に帳簿の作成や公表について規定しております。

次に、13ページ下段からの第4章については、第18条から第30条までを第1節として開示について、また21ページの第31条から第37条までを第2節として訂正について、23ページ上段の第38条から第43条までを第3節として利用停止について、25ページ中段の第44条から第46条までを第4節として審査請求について規定しております。

次に、26ページ最下段からの第5章として第47条から第52条にかけて適用除外や審議会への諮問などの雑則を規定しており、27ページ下段からの第6章として第53条から第57条までに罰則規定を設けております。

最後に、附則としまして、本条例の施行期日を令和5年4月1日と規定しております。

以上、甚だ簡単ではございますが、第1号議会議案の提案理由の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御審議いただき可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(管野英美子君)

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって第1号議会議案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2「第2号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永並 啓議員。

○副議長(永並 啓君)

それでは、第2号議会議案、豊能町議会委員会条例改正の件について提案説明をさせていただきます。

先ほどの第19号議案の提案説明の際に、令和5年4月1日からの組織再編により、まちづくり創造課が総務部内の組織に入るとの説明がありましたので、総務建設常任委員会の所管を改正するものであります。

議員各位におかれましては、よろしく御審議いただき可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(管野英美子君)

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって第2号議会議案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3「第3号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永並 啓議員。

○副議長(永並 啓君)

それでは、第3号議会議案、豊能町議会特別委員会設置の件について説明させていただきます。

豊能町議会委員会条例第5条の規定に基づき、本町議会にスマートシティ特別委員会を設置することにつき議会の議決を求める。令和5年3月27日提出。提出者、豊能町議会議員永並 啓。賛成者、同池田忠史、同寺脇直子、同永谷幸弘、同秋元美智子、同川上 勲。

名称、豊能町議会スマートシティ特別委員会。付託事件はスマートシティの関する事業の全般について。構成人員は6名。

この委員会の設置の理由については、今年度から豊能町においては、国の補助金も活用し、スマートシティの事業を行っております。しかし各事業についての議論がなかなか進んでいない状況がございます。それぞれのスマートシティの事業について検証し、それで今後の方向性を見極めていくためにもこの特別委員会を設置したいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(管野英美子君)

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって第3号議会議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されましたスマートシティ特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、スマートシティ特別委員会委員に池田忠史議員、寺脇直子議員、永谷幸弘議員、永並啓議員、秋元美智子議員、川上勲議員、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。したがって、スマートシティ特別委員会委員は、ただいま指名しました方を選任することに決定いたしました。

なお、委員長には秋元議員、副委員長には寺脇議員をお願いしたいと思います。

先ほど副町長に選任同意しました高木仁さんが庁内におられますので、議場へお入りいただきたいと思ひます。

ただいま高木仁さんより就任の挨拶を求められておりますので、これを許します。

高木仁さん。

○高木仁氏

それでは、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶をさせていただきます。

このたび、議員の皆様のお高配によりまして御同意を賜り、副町長を拝命することとなりました高木仁でございます。私が

この場で退職の御挨拶をさせていただいてから2年が経過しておりますが、この間も、本町を取り巻く社会経済環境は一段と厳しさを増しており、その職責を思いますと、やりがいとともに身の引き締まる思いがいたしております。

人口の減少や高齢化の進展により税収が減少し、厳しい財政状況が続く中におきましても、地域の活性化や公共施設の再編など、豊能町の未来のため取り組むべき課題は山積しております。豊能町の未来を希望あふれるものにするため、上浦町長の考えておられる施策について考え、一つ一つ実現させていくことが私の職責、責務であると考えており、上浦町長を補佐し、職員とともに奮励努力をし、住民福祉の向上とともに、豊能町が魅力あふれる町となるよう全力を尽くしてまいりますので、議員の皆様におかれましては温かい御指導御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、就任に向けての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

ありがとうございました。高木仁さんにはここで退席いただきます。

以上で本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会議は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

よって本定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

会議を閉じる前に、議場におられる川村副町長が今年度末で退職されますので、退職に当たり御挨拶をいただきたいと思ひ

す。

川村副町長、よろしく願いいたします。

○副町長（川村哲也君）

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間を頂戴いたしまして、退任に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まずは、このような機会を設けていただきました管野議長、議員の皆様は御礼を申し上げます。

振り返りますと、2年前、この議場におきまして選任の御同意をいただきました。この2年間、もともと、副町長は答弁の機会がほとんどないと聞いておりましたけれども、この2年間、特に2年目につきましては必ずこの場で答弁をさせていただいたということがありまして、非常に勉強させていただきましたし、あっという間に過ぎ去ってしまいました。特にこの議会に関する一番の出来事ということですが、これはもう前町長の話になりますけれども、2度にわたります急な体調不良、入院による議会の突然の欠席という事態がございました。職務上、私が当然その場におきましては先頭に立たなければいけない、事態を收拾しなければならないという役割がありました。正直なところ本当にどうしようかなと思いました。幸いのところ各議員の皆様におかれましては、議会の日程、急な日程変更というのに柔軟に御対応いただいたと、いろいろ思いがあらうかと思っておりますけれども、本当にこの場をかりて深く感謝申し上げます。管野議長初めまして、こういうようないろいろな機会もありましたので、議員の皆様とはいろいろとお話をさせていただき、また豊能町のこともいろいろお教えいただいたり、非常に私自身も勉強させていただく機会がありました。ただ一つちょっと残念なことがございまして、コロナ禍もありまして、この議場以外でのお

付き合いというのがあまりできなかったというのが非常に残念な思いを今ももっておりましてでございます。

大阪府ではあまり経験ができませんでした、特に基礎自治体ということですので、特に住民の方との、住民のワークショップとか住民意見交換を初め、直接住民とお話をさせていただく機会を得られたというのは私自身にとって非常に貴重な体験、経験をさせていただく機会を与えていただきまして本当にありがたかったなと思っております。

豊能町のよいところは、私自身思っておりますのは、議員の皆様、それから職員の皆様を初め、やはり人だと思っております。たくさんの人に支えられまして、この2年間頑張ってきたのかなというふうに思っております。これからは希望あふれる未来を目指しまして、豊能町が一層発展し、一生涯安心して暮らせることができる町になっていくことができると私は確信しております。

私の好きな言葉に一期一会という言葉があります。これはもともと茶道で用いられている言葉でございますが、一生に一度だけの機会。転じては出会いを大切にするとえと用いられております。ここ豊能町で出会った皆様との御縁というものは今後とも大切にしていきたいというふうに考えております。4月からは大阪府に復帰ということになりますが、引き続き豊能町のこの御縁というのを大事にしながら、今後も豊能町のために引き続き大阪府のほうで業務に励んでいきたいというふうに考えております。

先ほど、午前中の全員協議会におきましても、大阪府との連携をという御発言も頂戴いたしました。私自身、肝に銘じまして、引き続き豊能町と大阪府の連携というのを

深めさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、議員の皆様におかれましては健康に十分御留意いただき、今後も豊能町の発展のためにますますの御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げます。併せて、豊能町の今後の躍進を切に期待いたしまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本当に2年間ありがとうございました。

(拍手)

○議長（管野英美子君）

議会を代表して、一言御挨拶申し上げます。

副町長におかれましては、総合まちづくり計画の策定、公共施設再編など、豊能町の課題に向き合っていただき、町政に尽くしていただき、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げます。大阪府に戻られましても、豊能町のことを忘れないでください。これからもよろしくお願いいたします。副町長の御健勝と御多幸を心からお祈りいたしまして、御挨拶といたします。

それでは、本定例会議の閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

閉会に当たりましての御挨拶をさせていただきます前に、川村副町長におかれましては2年間大変お世話になりました。大阪府に戻られましても、さらなる御活躍をいただきますことを御祈念申し上げますとともに、今後も、先ほど来出ておりますが、引き続き私ども豊能町に対しまして、お力添えを何とぞいただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

それでは令和5年3月定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の追加議案も含めまして、今回の定例会議に御提案をさせていただきました議案につきまして、全て御決定、御同意いただきましたこと、誠にありがとうございました。心よりお礼申し上げる次第でございます。また、長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。

令和5年度の当初予算は町長選挙の関係で骨格予算とさせていただいているところでございますが、肉付け予算につきましては改めて補正予算として御提案させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

いずれにいたしましても、限られた予算で最大限効果が出るよう、持続可能な行政運営を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。また、議員の皆様から御審議いただきましたこと、御意見につきましても十分留意させていただきます。今後実施してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

豊能町でも今年は早めに桜が咲いてまいりました。春めいてまいりました。ただ、朝晩はまだ寒うございます。議員の皆様方におかれましては、時節柄くれぐれも御自愛いただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、3月定例会議閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（管野英美子君）

これをもって令和5年豊能町議会3月定例会議を閉じ、散会といたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後2時44分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第2号議案 豊能町個人情報保護条例全部改正の件
- 第3号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第4号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第5号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第6号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第7号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第10回）の件
- 第8号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
- 第9号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第2回）の件
- 第10号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
- 第11号議案 令和5年度豊能町一般会計予算の件
- 第12号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第13号議案 令和5年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第14号議案 令和5年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第15号議案 令和5年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第16号議案 令和5年度豊能町下水道事業特別会計予算の件
- 第17号議案 豊能町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第18号議案 町長の退職手当の特例に関する条例制定の件
- 第19号議案 豊能町事務分掌条例改正の件
- 第20号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第21号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第1号議会議案 豊能町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
- 第2号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件

第 3 号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 7番